# 畜産生産力·生産体制強化対策事業実施要領

30 生 畜 第 1874 号 平成 31 年 4 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日 令和 3 年 4 月 1 日 令和 4 年 4 月 1 日 令和 5 年 3 月 31 日 最終改正 令和 6 年 ● 月 ● 日

農林水産省生産局長通知

及刊/八五日工

### 第1 趣旨

畜産生産力・生産体制強化対策事業(以下「本事業」という。)を実施するに当たっては、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱(令和4年4月1日付け3 畜産第1560号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

# 第2 事業内容等

要綱第4の農林水産省畜産局長(以下「畜産局長」という。)が別に定める本事業の 細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

- 1 家畜能力等向上強化推進 別紙1のとおりとする。
- 2 繁殖肥育一貫経営等育成支援 別紙2のとおりとする。
- 3 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進 別紙3のとおりとする。
- 4 和牛の信頼確保対策 別紙4のとおりとする。

#### 第3 事業実施の手続

- 1 要綱第27第1項の畜産局長が別に定める事業実施計画は、それぞれ別紙1から別紙4によるものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業実施計画を畜産局長又は地方農政局長(都府県にあっては 事業実施主体の所在地を管轄する地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所 長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)と必要に応じ調整の 上、要綱に定める交付申請書に添付するものとする。
- 3 要綱別表2に規定する重要な変更を行う場合には、あらかじめ畜産局長又は地方農政局長と変更する事業実施計画を調整の上、要綱に定める補助金変更等承認申請書に添付するものとする。

#### 第4 事業達成状況の報告

- 1 要綱第28第1項の畜産局長が別に定める事業達成状況の報告について、別記様式 1号にそれぞれ別紙1から別紙4までに定める様式等を添付の上、それぞれの別紙で 定める期日までに畜産局長又は地方農政局長へ提出するものとする。
- 2 畜産局長又は地方農政局長は、1の報告を受けた場合には、その内容を確認し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体に対し必要な指導等を 行うものとする。

## 第5 事業の評価等

- 1 要綱第29第1項の畜産局長が別に定める事業評価の報告について、別記様式2号 にそれぞれ別紙1から別紙4までに定める様式を添付の上、それぞれの別紙で定める 期日までに畜産局長又は地方農政局長へ提出するものとする。
- 2 畜産局長又は地方農政局長は、1の事業評価の報告を受けた場合には、その内容を 点検し、成果目標が達成されていないと判断される場合は、事業実施主体に対して必 要な指導等を行い、改善計画を提出させるものとする。
- 3 2の改善計画の報告を受けた場合には、成果目標が達成されるよう指導等を行うものとする。ただし、事業実施主体が、自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合、あるいは社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難な事態が生じていると判断される場合は、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。
- 4 3により事業実施主体から提出のあった改善計画の評価については、1及び2に準じて行う。

# 第6 助成の対象

要綱第30の畜産局長が別に定める助成の対象となる経費は、事業実施にかかる経費のうち、別表1に該当するもの及び第2の事業ごとにそれぞれ別紙1から別紙4までに定めたとおりとする。

ただし、別表1に該当するものにあっては、第2の事業ごとに別紙1から別紙4までに定められた事業の実施上、必要と認められ、かつ、最小限の経費を対象とする。

#### 第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、第2の1、2及び4の事業については平成31年度から令和8年度まで、第2の3の事業については令和6年度から令和7年度までとする。

### 第8 不正行為に対する措置

畜産局長又は地方農政局長は、事業実施主体が本事業の実施に関して不正な行為又は その疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正又はその疑いの行為 に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置 を講じるよう求めるものとする。

# 第9 事業の要件

要綱第32第2号、第4号及び第8号の畜産局長が別に定める取組は次のとおりと

- し、対象とする事業は別表2に該当するものとする。
- 1 要綱第32第2号の環境負荷低減に向けた取組強化について、事業実施主体は、本事業の受益者から、事業参加の際に、畜産経営体にあっては「畜産における環境負荷軽減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート(畜産)」及びその解説書の一部改正について」(令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知)で定めたチェックシート(別記様式第3号-1)を、民間事業者にあっては別記様式第3号-2を徴収し、確認するものとする。
- 2 要綱第32第4号の労働環境の改善について、事業実施主体は、本事業の受益者の うち法人に対して厚生年金及び健康保険に加入していることを確認するものとする。
- 3 要綱第32第8号の配合飼料価格安定制度への継続加入について、事業実施主体は、要綱第18第1項の実績報告書の提出までに、本事業の受益者の加入状況について書面で確認するものとする。

# 第10 その他

本事業を実施する場合には、畜産局長又は地方農政局長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 附 則 (平成31年4月1日付け30生畜第1874号)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い次に掲げる通知は廃止する。
  - (1) 畜産生産能力・体制強化推進事業実施要領(平成23年4月1日付け22生畜第2467号農林水産省生産局長通知)
  - (2) 草地生産性向上対策事業実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第1977号 農林水産省生産局長通知)
  - (3) 国産飼料増産対策事業実施要領(平成17年4月1日付け16生畜第4390号農 林水産省生産局長通知)
  - (4) エコフィード増産対策事業実施要領(平成20年4月1日付け19生畜第2396号農林水産省生産局長通知)
  - (5) 畜産競争力強化対策民間団体事業実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第 1996号農林水産省生産局長通知)
- 3 2に掲げる通知によって平成30年度までに実施したものについては、なお従前の 例により取り扱うものとする。

## 附 則(令和2年4月1日付け元生畜第1669号)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度までに実施したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 附 則(令和3年4月1日付け2生畜第1990号)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。
- 附 則(令和4年4月1日付け3畜産第1561号)
  - 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
  - 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例に よる。
- 附 則 (令和5年3月31日付け4畜産第2515号)
  - 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
  - 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。
- 附 則(令和6年●月●日付け5畜産第●●●号)
  - 1 この要領は、令和6年●月●日から施行する。
  - 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表1 (共通経費)

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必	・取得単価が50万円以上の機器
		要な試験・調査備品の経費	及び器具については、一般競争
		(ただし、リース又はレンタ	入札とし、入札に至らなかった
		ルを行うことが困難な場合に	場合は原則3社以上の見積もり
		限る。)	による随意契約とすること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必	
		要な会議等を開催する場合の	
		会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必	・切手は物品受払簿で管理するこ
		要な郵便代、運送代にかかる	と。
		経費	
	借上費	事業を実施するために直接必	
		要な実験機器、事務機器等の	
		借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必	
		要な資料等の印刷にかかる経	
		費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必	・新聞、定期刊行物等、広く一般
		要な図書、参考文献にかかる	に定期購読されているものは除
		経費	<.
	原材料費	事業を実施するために直接必	・原材料は物品受払簿で管理する
		要な試作品の開発や試験等に	こと。
		必要な材料にかかる経費	
	普及啓発費	事業を実施するために直接必	
		要なホームページ作成のため	
		のサーバ利用料等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必	・消耗品は物品受払簿で管理する
		要な以下の物品にかかる経費	こと。
		• 短期間(補助事業実施期間	
		内) 又は一度の使用によって	
		消費されその効用を失う物品	
		(3万円未満のものに限	
		る。)	
		・CD-ROM 等の記録媒体(3万	
		円未満のものに限る。)	
		・試験等に用いる器具等(3	
		万円未満のものに限る)	

	光熱水費	事業を実施するために直接必	
		要な電気、ガス、水道料金の	
		経費(ただし、基本料金は除	
		⟨ 。 )	
	データ収集・	本事業を実施するために直接	
	処理・分析費	必要なデータの収集・処理・	
	72.22	分析に必要な経費	
		)	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必	
		要な会議の出席又は技術指導	
		等を行うための旅費として、	
		依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必	
		要な資料収集、各種調査、打	
		合せ、成果発表等の実施に必	
		要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接	
		必要な研修会等で講演を行う	
		ための旅費として、依頼した	
		専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必	・謝金の単価の設定根拠となる資
		要な資料収集・整理、専門的	料を添付すること。
		知識の提供等について協力を	・事業実施主体に従事する者に対
		得た人に対する謝礼に必要な	する謝金は認めない。
		経費	
賃金		事業を実施するために直接必	・雇用通知書等により本事業にて
		要な業務を目的として本事業	雇用したことを明らかにするこ
		を実施する民間団体等が雇用	と。
		した者に対して支払う実働に	・補助事業従事者別の出勤簿及び
		応じた対価(日給又は時間	作業日誌を整備すること。
		給)の経費	
委託費		本事業の交付目的たる事業の	・委託を行うに当たっては、第三
		一部分(例えば、事業の成果	者に委託することが必要かつ合
		の一部を構成する調査の実	理的・効果的な業務に限り実施で
		施、取りまとめ等)を他の者	きるものとする。
		(事業実施主体が民間企業の	・補助金の額の50%未満とするこ
		場合、自社を含む。)に委託	と。
		するために必要な経費	・事業そのもの又は事業の根幹を
			成す業務の委託は認めない。
			・民間企業内部で社内発注を行う
			場合は、利潤を除外した実費弁済
		<u> </u>	

			の経費に限る。
役務費	試験・分析費	事業を実施するために直接必	
		要な分析、試験、加工等を専	
		ら行う経費	
		事業を実施するために直接必	
		要であり、かつ、それだけで	
		は成り立たない業務の役務等	
		に係る経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必	
		要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必	
		要な委託の契約書に貼付する	
		印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに	
		直接雇用した者に支払う社会	
		保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに	
		直接雇用した者に支払う通勤	
		の経費	
事業推進費	事業推進事務	本事業を実施するために直接	
	費	必要な取組に対する事務にか	
		かる人件費	

<sup>※</sup> 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知)に準じて算定するものとする。

別表 2 (支援対象の要件)

事業の種類	第9の1	第9の2	第9の3
	(環境負荷低減の	(労働環境の改	(配合飼料価格安
	取組強化)	善)	定制度への継続加
			入)
1 家畜能力等向上強化推進			
(1)乳用牛			
① 遺伝子解析情報を活用した	×	×	×
長命連産の乳用牛の改良推進			
② 多様な育種素材の評価活用	0	O*	0
対策			
(2) 肉用牛			
① 地域固有系統の再構築等支			
援対策			
ア 近交係数上昇抑制改良手	×	×	×
法の検討			
イ 地域固有系統の再構築	×	×	×
② 多様な種雄牛の活用促進対			
策			
アー希少系統種雄牛産子肥育	0	O*	0
奨励金			
③ 多様な改良情報の収集・分			
析及び肉用牛の出荷時期早期			
化等対策			
ア 産肉情報基盤の強化・活	×	×	×
用イの新たな改良形質の検討・	×	×	×
評価	^	^	^
『 『 『 内用牛の出荷時期早期化	$\bigcirc$	×	×
対策		•	
(3) 豚		.,	
① 遺伝子検査等の推進	×	×	×
② 産肉能力の改良推進 ア 産肉能力データ収集体制	×	~	_
ア 産肉能力アータ収集体制 の構築		×	×
	$\bigcirc$	O*	
の導入			
(4) 鶏			
① 始原生殖細胞(PGCs)			
の凍結保存等技術の習得及び			

	Г	I	1
普及			
ア 技術習得の推進	×	×	×
イ 技術普及の推進	×	×	×
② 始原生殖細胞 (PGCs)	×	×	×
の凍結保存等技術を導入及び			
推進する取組			
2 繁殖肥育一貫経営等育成支援			
(1) 肥育期間の短縮・出荷月齢			
の早期化に向けた取組支援			
① 早期出荷の全国普及推進	×	×	×
② 早期出荷コンソーシアムに	$\circ$	O*	0
よる実証支援			
   (2)繁殖肥育一貫経営への円滑			
な移行対策			
① 交雑種雌牛の導入支援	$\circ$	O*	0
② 和牛受精卵の移植支援	0	O*	0
	O	Ü	
(3)公共牧場の新たな活用	$\circ$	×	×
  3 肉用牛短期肥育・出荷月齢の			
早期化推進			
(1) 早期出荷牛肉の品質評価	×	×	×
(2) 先進地調査	×	×	×
4 和牛の信頼確保対策			
(1)遺伝子型の検査による親子	×	×	×
判定のモニタリング体制の構			
築			
(2)遺伝子型の検査による親子	×	×	×
判定のモニタリング調査の実			
施			

<sup>※</sup> 受益者が畜産経営体であって法人の場合には対象となる。